

東京大学博士課程研究遂行協力制度について

平成27年5月1日

東京大学大学院総合文化研究科

東京大学大学院博士課程に在籍する大学院生に対し、学術研究業務を委嘱する。

委嘱期間・月額単価・支払いの種目

委嘱期間 6ヶ月間（平成27年7月から12月）、委嘱単価 月額5万円、支払いの種目 給与

委嘱数 博士課程在籍者の約50%。総合文化研究科は、本年度214名に対して委嘱する。

過去3年間の在籍者数によって、専攻・系・コース・プログラムに比例配分する。

〔本年度配分数〕 言語情報科学専攻36、超域文化科学専攻32（表象11、文人7、比較14）

地域文化研究専攻39、国際社会科学専攻21、人間の安全保障プログラム11

グローバル共生プログラム1、国際人材養成プログラム2、

生命環境科学系32、広域システム科学系20、相関基礎科学系20

応募・受給資格

応募資格者 大学院総合文化研究科・博士課程在学者（標準修学年限を超えた者も含む）

応募時点での、休学者、日本学術振興会特別研究員、博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給者、国費留学生を除く。

委嘱期間中に前記4つの条件のいずれかに合致したものは、委嘱を中止する。

これまでに本制度に委嘱された者も応募することができる。

業務終了後に、学術研究業務遂行報告書を総合文化大学院係に提出すること。

選考方法・選考基準

各専攻・系・コース・プログラムの基準による。

応募方法

以下の書類を提出期間内に総合文化大学院係窓口に提出すること。

①と②は片面印刷とし、順番に重ねて左上をホチキスでとめて提出すること。

提出書類

① 2015年度学術研究遂行協力計画書（様式1）

② 追加資料（※）

③ 返信用封筒（長型3号）送付先住所・氏名を明記し、82円切手を添付すること。

※言語情報科学専攻・地域文化研究専攻については、専攻ホームページにおいて指定された資料を、②追加資料に代えて提出すること（計画書は全専攻等に共通）。

応募締切日および提出先

提出期間 平成27年5月20日（水）～25日（月） 受付時間 9時～16時30分

提出先 教務課総合文化大学院係

連絡事項

・選考結果は6月中旬頃郵送で通知する。委嘱決定者には支給手続書類をあわせて送付するので、指定された期間に手続きを行うこと。

・学術研究業務単価（月額）は、翌月の17日（ただし、その日が日曜日にあたるときは15日、17日が土曜日にあたるときは16日、17日が国民の祝日にあたる法律（昭和23年法律第178号）にあたるときは18日）に支給する。

・学術研究業務単価は、給与所得の取り扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。

・学術研究の進捗状況や様態に問題がある場合については、学術研究業務委嘱期間の途中で中止する場合がある。また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。

・委嘱期間の途中で休学や退学、修了する者は学術研究業務の中止手続きを必ず行うこと。